

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和3年3月 18 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 2件

**国 民 年 金 関 係** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000333 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2000015 号

## 第1 結論

昭和 62 年 7 月から平成 7 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 38 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 62 年 7 月から平成 7 年 3 月まで

私は、会社を退職した直後の昭和 62 年 7 月頃に、国民年金の加入手続を A 市 B 区役所で行い、請求期間の国民年金保険料は、1 年分をまとめて前納していたが、前納のための納付期限に間に合わなかった際にも、少なくとも年度内には納付していた。

しかし、国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、会社を退職した直後の昭和 62 年 7 月頃に、A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者から提出された年金手帳（写）に記載されている国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、C 市 D 区で払い出された番号であることが確認できる上、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録から、請求者の加入手続が行われた時期は、平成 7 年 8 月ないし同年 10 月頃と推認され、請求者の主張する手続場所及び手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、1 年分をまとめて前納していたが、前納のための納付期限に間に合わなかった際にも、少なくとも年度内には納付していたと主張しているが、前述の推認される加入手続時期からすると、請求者は、請求期間当時は国民年金に未加入であり、制度上、納付書は発行されず、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び上記払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求期間は 93 か月と長期間に及んでおり、これだけの期間の事務処理を行政機関

が続けて誤ることは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000310 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000075 号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月 29 日から昭和 56 年 2 月 2 日までの期間のうち 2 年くら

い

② 請求期間①の後から昭和 56 年 2 月 2 日までの期間のうち 2 年くらい

請求期間①について、私は、C 社を退職後、当該期間において、A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間②について、私は、A 社を退職後、途切れることなく、当該期間において、B 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、D 市 E 地区に所在した A 社に勤務していた旨主張しているところ、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、昭和 45 年 6 月 12 日に F 市 G 地区において会社成立し、昭和 54 年 5 月 21 日に D 市 E 地区に移転していることが確認できることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 9 年 8 月 1 日であることが確認できる上、事業所名簿検索システムによる調査においても、同社が請求期間①において適用事業所であった記録は確認できない。

また、上記商業登記簿謄本により昭和 55 年当時の代表取締役（平成 9 年に厚生年金保険の適用事業所となったときの事業主と同一氏名の者）に照会したもの、回答を得ることができない上、請求者が取締役だったと記憶する 2 名についても、オンライン記録及び商業登記簿謄

本において連絡先を確認することができないことから、照会することができず、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録において、請求者のA社における記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、H市I地区に所在したB事業所に勤務していた旨主張しているが、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによる調査を行ったものの、H市I地区に「B事業所」という名称の適用事業所の記録は確認できない上、J法務局K出張所は、同市に当該名称の事業所の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、雇用保険の加入記録において、請求者のB事業所における記録は確認できない上、請求者が記憶する事業所所在地及び事業主の氏名からも当該事業所を特定できず、事業主に照会することができないことから、請求者のB事業所における請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、記憶する同僚として、4名の氏名又は名字を挙げているが、当該同僚を特定できず、照会することができないことから、請求者のB事業所における請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。